

報道関係者 各位

令和5年12月1日（金）

【照会先】

神奈川県労働局 職業安定部 職業対策課
課長 関口 靖彦
課長補佐 佐藤 貴紀
地方障害者雇用担当官 隈園 裕子
(電話) 045(650)2801

「もにす認定制度」において 神奈川県で新たに1社が仲間入りしました！！

～12月11日に認定通知書交付式を開催します～

厚生労働省では、令和2年4月より「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（通称 もにす認定制度）」を創設、実施しております。

このたび、神奈川県労働局では、以下の企業を「もにす認定企業」として認定しましたので、下記のとおり認定通知書交付式を行います。

認定企業

令和5年12月1日認定 県内20社目（累計21社）

株式会社FCC

所在地：神奈川県藤沢市辻堂元町4丁目3-32

事業内容：害虫・害獣駆除、清掃・除草業務、殺菌・消毒業務

<認定通知書交付式>

日時：令和5年12月11日（月） 11:00～

場所：藤沢公共職業安定所 所長室

藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎

※交付式会場での写真撮影、取材が可能です。

当日の取材を希望される場合は、事前に藤沢公共職業安定所までご連絡ください。

(連絡先) 雇用指導官 0466-23-8609 (33#)

認定マーク【もにす】

共に進む（ともにくすすむ）という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。



「もにす認定制度」とは、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどが優良な中小企業主を認定する制度です。この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また、認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができるほか、神奈川県労働局ホームページへの掲載など、ハローワークによる周知広報の対象となるなどのメリットがあります。

認定事業主一覧（申請日順）

【令和5年12月1日時点】

No	事業主名 ※は特例子会社	所在地	認定年月日	業種
No. 1	富士ソフト企画株式会社※	鎌倉市	2020/12/24	情報サービス業
No. 2	藤沢市資源循環協同組合	藤沢市	2020/12/24	一般廃棄物収集・選別・加工等
No. 3	ダンウェイ株式会社	川崎市	2020/12/24	障害福祉、教育、サービス
No. 4	第一三共ハピネス株式会社※	平塚市	2021/3/29	グループ会社内サポート業務
No. 5	株式会社ロジナス	逗子市	2021/3/29	情報サービス業
No. 6	株式会社ビーネックスウィズ※	相模原市	2021/3/29	フラワーアレンジメント事業・ステーションリー事業・アウトソーシング事業
No. 7	ビーアシスト株式会社※	相模原市	2021/6/24	グループ会社の障がい者支援、業務支援
No. 8	富士通ハーモニー株式会社※	川崎市	2021/8/6	オフィスサポート業務 ヘルスキーピング業務
No. 10	株式会社大協製作所	横浜市	2021/10/25	亜鉛・ニッケル合金めっき、 カチオン電着塗装
No. 11	イマジネーション株式会社	横浜市	2022/3/30	情報サービス業
No. 12	日本理化学工業株式会社	川崎市	2022/5/30	その他の製造業
No. 13	株式会社カラー	横浜市	2022/10/12	社会福祉事業
No. 14	株式会社ココット※	横浜市	2022/12/6	グループ会社の障がい者支援、業務支援
No. 15	有限会社川田製作所	小田原市	2022/12/26	製造業
No. 16	株式会社スタックス	川崎市	2022/12/26	製造業（精密板金）
No. 17	ミノン株式会社	小田原市	2022/12/26	製造業
No. 18	株式会社栄和産業	綾瀬市	2023/3/14	輸送用機械器具製造業
No. 19	株式会社Grasol※	横浜市	2023/7/26	グループ会社の障がい者支援、オフィスサービス、クリーンサービス
No. 20	NRImirai株式会社※	横浜市	2023/9/25	グループ会社のオフィスサポート業務、ヘルスキーピング業務
No. 21	株式会社FCC	藤沢市	2023/12/1	建物サービス業

詳しい制度の内容につきましては厚生労働省ホームページ内「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」のページをご確認ください。



障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良		1点	良				2点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	優良			4点	
			優良	1点	良			2点	
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点			6点 (満点24点)	
			優良	1点	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
		⑧働き方	特に優良	2点				優良	1点
			優良	1点		⑰質的側面	特に優良	2点	
		⑨キャリア形成	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示関係の合格最低点			2点 (満点6点)	
⑩その他の雇用管理		特に優良	2点	合計の合格最低点			20点 (満点50点)		
		優良	1点	取組関係の合格最低点			5点 (満点20点)		

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

と も に す す む

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



業種 : 建物サービス業
会社概要 : 害虫・害獣駆除、清掃・除草
業務、殺菌・消毒業務等
設立 : 1995年7月
資本金 : 1,000万円
代表者 : 深澤 正司
社員数 : 20名 (2023年6月1日時点)
所在地 : 藤沢市辻堂元町4丁目3-32
ホームページ : <https://fccsystem.co.jp/>

会社のPR情報

(株)FCCは衛生サービス業、主に害虫防除・駆除、厨房清掃、消毒等のサービスを提供しております。

経営理念「地球にやさしく 人にしあわせ」の基、環境意識を高く持ち社会に微力ながら貢献することと、社員一人ひとりのヒューマンスキルの向上と幸せを目指しています。

社員の行動規範としてFCC16カ条があり「素直な心」や「感謝の心」、「人への関心」など人としても大切な事を社員全員が心掛けております。

また、社内のイベントも年に数回行われ、風通しの良い明るく家族的な社員仲の良い会社です。

日本一の技術力を目指すと共に、FCCに関わる全ての方への幸せに貢献をしています。

会社からのメッセージ

当社では障害を持った方の個性を磨き、可能性を活かせる職場作りに努めています。社員として障害をもった方たちの「自立」を目的に社会人としての知識や教養を身に付けるために多くの研修を実施するなど充実した制度があります。

現在、施工部では就労継続支援A型事業所から一般就労にステップアップした方が生き生きと働き、とても活躍しています。

一人ひとりの個性・人格・障害特性を認め、活かし合いながら皆が一緒に仕事をしているのが最大の特徴です。

障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

数的側面

雇用状況	実雇用率 (令和5年6月1日現在)	5.00%
	障害者不足数	0人
定着状況	社員全体の平均勤続年数と障害者の平均勤続年数が同等である	平均勤続年数 5年3カ月

障害者雇用への取組 (認定に当たっての評価ポイント)

体制づくり

組織面	<p>障害者の活躍促進のためのリーダーシップ</p> <ul style="list-style-type: none">■ 経営トップから障害者雇用の方針や理解促進のためのメッセージが出され従業員に周知されている。また、経営指針書をはじめとした経営理念、企業目的、事業目的や経営方針の中で障害者に関する福祉、支援についての考え方が示され社員にも周知している。 <p>専門的な社内研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none">■ 障害者の職場適応や対処、支援を行うことを目的に社員が正しい知識を習得するため、外部から講師を招き勉強会を毎年2回の開催を目標に研修を実施している。■ 開催日：令和4年9月9日(金) 15:20~18:20■ 題目：障害についての勉強会「どうしたら虐待はなくなるのか」■ 講師：和泉短期大学教授■ 対象者：株式会社FCCの全社員
-----	---

障害者雇用への取組 (認定に当たっての評価ポイント)

体制づくり

組織面	<p>理解促進・啓発の充実</p> <ul style="list-style-type: none">■ 基礎的な支援をするための現状を把握すること。障害者雇用を進める上での知識の向上を目的に、関連事業所の所長当等を講師として、毎年2回の開催を目標に勉強会を開催。■ 開催日：令和5年5月26日（金）15:00～18:00■ 題 目：障害についての勉強会「障害者虐待防止のために」■ 講 師：るる湘南 サービス管理責任者■ 対象者：株式会社FCCの全社員
-----	--

仕事づくり

事業創出	<p>過去2年間のいずれかの年で経常利益が黒字</p> <ul style="list-style-type: none">■ 2021年度（令和3年2月1日から令和4年1月31日まで）の経常利益が黒字となっている。
------	--

環境づくり

職務環境	<p>障害特性に配慮した作業マニュアルのカスタマイズ</p> <ul style="list-style-type: none">■ 社内標準としている「業務マニュアル」については、障害者雇用を前提として作成しており、当該部署となる施工部については、写真・画像などを多用し理解し易いものとしている。
------	---

障害者雇用への取組 (認定に当たっての評価ポイント)

環境づくり

募集・採用

障害者の職場実習生の受入れ

- 随時職場実習生の受入れを実施。
- 2021年9月27日～10月14日 就労移行支援事業所より1名を受入れ、事務業務の実習を実施している。

障害者雇用に関するセミナー講師

- 神奈川県中小企業家同友会・ダイバーシティ委員会が主催の、東日本地区障害者問題交流会において、代表取締役が発表・報告を行った。
- 題目：「障害がある人の自立。そのための企業の役割と経営者の責任」
- 開催日時：2021年3月6日（土）13：30～18：00
- 講師：株式会社FCC 代表取締役 深澤正司

キャリア形成

障害者一人一人のキャリアプランの作成

- 目標を掲げるためのチャレンジシートを作成し、「目標」、「いつまで」、「どんなこと」をすれば達成できるのかを所属長と決めている。また、チャレンジシートを基に評価用シートを作成し、目標に対する面談を二カ月に1度行う。自己評価と上長評価を行うことにより、処遇や賃金改善に繋げている。

人事・給与制度の明確化

- 障害者である社員を含めた全社員に適用される賞与評価基準として、人事評価制度「人事評価BOOK」を策定。
- 定期的な面談の実施により、目標に対する進捗状況などを確認し、目標達成に向けて指導している。